

# 仕様書

## 1 業務名

鹿屋市小学生バレーボール交流における輸送車両借上げ及び輸送実施運營業務

## 2 目的

SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する鹿屋市小学生バレーボール交流（以下「交流会」という。）に参加する佐賀市小学生バレーボールチームを鹿屋市の会場及び宿泊施設へ安全、確実かつ円滑に輸送することを目的とする。

## 3 履行場所

実行委員会が指定する場所

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年8月16日（金）までとする。

## 5 業務内容

### (1) 輸送車両の確保

交流会へ参加する佐賀市小学生バレーボールチームを鹿屋市に輸送するために必要な車両を確保すること。なお、車両の確保及び配車に必要な運送申込書等の届出や申込み手続きについては受注者で行うこと。

### (2) 行程の作成

実行委員会が提示するスケジュールをもとに行程を作成すること。

### (3) 関係機関との連絡調整

- ア 事故発生時等、関係機関・団体への連絡を行うこと。
- イ 実行委員会の指定する担当者との連絡調整を行うこと。

### (4) 輸送車両運行実績報告及び精算等

- ア 輸送車両事業者からの運行実績報告を受け、その内容を検査・確認し実行委員会へ報告すること。
- イ 輸送車両の利用内容と請求額を検査、確認し、料金の精算・支払いを行うこと。

## 6 交流会概要及び入札金額の積算条件について

### (1) 交流会概要

- ・開催地 鹿児島県鹿屋市
- ・旅行期間 令和6年8月9日（金）～8月11日（日）の2泊3日

- ・参加人数 佐賀市小学生バレーボールチーム 7チーム
- ・会場 【交流会会場】鹿屋市体育館（鹿屋市向江町 29-1）  
【宿泊地】国立大隅青少年自然の家（鹿屋市花里町赤崩）
- ・佐賀市小学生バレーボールチームのスケジュール

8月 9日（金）	佐賀市内各チーム指定地（※） → 宿泊地（鹿屋市内） ・16時までに宿泊地到着すること
8月10日（土）	宿泊地（鹿屋市内） ⇔ 交流会会場（鹿屋市内） ・鹿屋市との交流会（8時～18時実施予定）
8月11日（日）	宿泊地（鹿屋市内） → 佐賀市内各チーム指定地（※） ・午前中に宿泊地を出発予定

※入札時の金額は全チーム佐賀駅で集合・解散した場合の金額とすること。

※交流会の実施時間等については予定であり、変更となる場合がある。

## (2) 積算項目

入札金額には、輸送車両の運行に必要な車両料金（燃料代や有料道路利用料等の経費を含む）に加え、受注者が準備する備品、消耗品費、人件費等本業務に必要な一切の経費を含むものとする。

## (3) 積算条件

- ① 1チームにつき大型バス1台を手配すること。
- ② 全行程において添乗員の同行は必要としない。
- ③ 集合・解散場所について、実際は佐賀市内の各チーム指定地であるが、入札金額は全チーム佐賀駅で集合・解散した場合の金額とすること。
- ④ 8月9日、11日については昼食が車中での喫食とならないようにすること。
- ⑤ 金額は、消費税込みで算出した総額とする。
- ⑥ 積算内容の各項目について、内訳を明示すること。（様式は任意）
- ⑦ 全行程における佐賀市小学生バレーボールチームの食事及び宿泊施設の手配は必要ない。
- ⑧ 旅行傷害保険は、入札時落札業者に発注するが、見積金額には含めない。

## 7 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

### (1) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者が受けた損害については、実行委員会の責めに帰すべき理由があるほかは、実行委員会は責任を負わないものとする。

また、受注者の過失により実行委員会及び第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。

### (2) 保険

労働災害保険、賠償責任保険及び動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

## 8 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

## 9 提出書類

受注者は、次の書類及びその元データを提出すること。

### (1) 契約締結後

資料名	数量
ア 組織図及び連絡体制図	1部
イ 行程表	1部
ウ 契約金額内訳明細書	1部
エ 配車車両における一般旅客自動車運送事業・一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることが分かるものの写し	1部
オ その他実行委員会が指示するもの一式	1部

### (2) 業務終了後（履行期間内に提出）

資料名	数量
ア 業務完了報告書	1部
イ 輸送車両運行実績、輸送車両利用人数実績報告書	1部
ウ 本業務に係る費用の内訳明細書（精算用）	1部
エ 輸送車両料金の支払い証拠書類	1部
オ その他実行委員会が指示するもの一式	1部

## 10 適用

### (1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、実行委員会と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

### (2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、実行委員会と十分に協議し業務を遂行すること。

## 11 契約に関する条件等

### (1) 配車条件

配車する輸送車両については、道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた車両のみを配車すること。

(2) 運行条件

受注者は実行委員会や輸送車両事業者等と連携し安全、確実かつ円滑に輸送車両を運行すること。

(3) 再発注の制限

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし事前に書面にて実行委員会へ報告し、承認を受けた場合は、この限りではない。

(4) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にもかかわらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の発注を破棄できるものとする。

(5) 秘密の保持

受注者は、本業務（業務の全部又は一部を第三者に発注し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する法令、条例並びに規程等を遵守しなければならない。

## 12 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により業務を中止し、又は変更する必要があるときは、実行委員会と協議のうえ、変更できるものとする。
- (2) その他仕様書に定めない事項等生じた場合には、実行委員会と協議のうえ、業務を進めること。